

(電子情報処理組織による調査票の送付又は回収の手続等)
第十三条 第九条の規定による調査票の送付又は回収の手続は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用する方により行うことができる。

2 前項の場合において、第八条の規定に基づき報告を行う者は、総務大臣及び経済産業大臣の指定する電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）に備えられたファイルに、調査事項情報を当該手続をする者の使用に係る電子計算機から入力する方法により、報告しなければならない。
（結果の公表等）

第十四条 総務大臣及び経済産業大臣は、調査事項情報を審査及び集計を行い、その結果を速やかに公表するものとする。

（調査票等の保存）

第十五条 総務省統計局長は、産業横断調査に係る調査票を三年間、経済産業大臣は、製造事業所調査に係る調査票を三年間、総務省統計局长及び経済産業大臣は、調査事項情報が転写されている電磁的記録及び結果原表が転写される電磁的記録を永年保存するものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。
（工業統計調査の対象となるものについて行う調査の特例）

第二条 甲 調査企業のうち工業統計調査（工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十号）第一条に規定するものをいう。ただし、経済構造実態調査を実施する年と同一の年に実施するものに限る。）の対象となるものについて行う調査は、総務大臣及び経済産業大臣が、工業統計調査規則第二十二条の規定により経済産業大臣が保存している調査票の内容を記録した電磁的記録から経済構造実態調査規則第七条第一項第一号に掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。

においては、第七条から第十条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第十三条及び第十四条の規定を適用する。

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則（令和四年四月一日総務省・経済産業省令第二号）抄

（施行期日）

（工業統計調査規則の廃止）

第二条 工業統計調査規則（昭和二十六年通商産業省令第八十一号）は、廃止する。
（製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査の特例）

第四条 産業横断調査企業のうち製造業事業所調査の対象となるものについて行う調査は、総務大臣及び経済産業大臣が、第十五条の規定により総務省統計局長及び経済産業大臣が保存している調査事項情報が転写されている電磁的記録から第七条第一項第一号に掲げる調査事項に係る内容を電磁的記録に転写することにより行う。この場合においては、第七条から第十条までの規定は適用せず、当該電磁的記録を第八条の規定により報告された調査事項情報とみなして、第十四条及び第十五条の規定を適用する。